

八 監 第 2 0 6 号 令和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監查委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定による社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金に係る財政援助団体監査を行ったので,次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市が財政的援助を 与えているものの出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金

- (1) 対象団体 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)
- (2) 所管部局 健康福祉部健康福祉課(以下「健康福祉課」という。)

3 監査の範囲

令和4年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

補助金交付に係る出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正 かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点 をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し 適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合す るなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和5年4月21日から同年8月16日まで

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果,おおむね適正で財政援助の目的に沿って支出されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、八千代市(以下「市」という。)は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。

1 健康福祉課

(1) 要望事項

ア 人件費補助に係る対象経費の整理について

社会福祉協議会における課長,主幹等管理職に関する人件費については,法人運営に係る経費として補助対象経費に計上され補助金として交付されている。

しかしながら、当該管理職の一部は、補助対象経費とはならない 市から委託を受けて実施する事業及び指定管理事業(以下「受託事 業等」という。)を統括し、受託事業等に従事する職員の指導、管理 監督を担っている。この受託事業等の職員の管理監督業務について は、補助金交付要綱及び社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営 費補助金に係る事務取扱要領において、明確化されていない。

このことから、法人運営の人件費補助について、交付実態と規程 との整合性が図られるように、管理職における監督業務の位置付け を整理されたい。